

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（抄）

（平成十八年一月二十五日）

（政令第十号）

第五章 審査請求

（平一八政三一九・旧第四章繰下）

（不服審査会の委員の定数の基準）

第四十六条 法第九十八条第一項に規定する不服審査会（以下「不服審査会」という。）の委員の定数に係る同条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の介護給付費等又は地域相談支援給付費等（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。）に係る処分に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十八条第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

（平二四政二六・一部改正）

（会議）

第四十七条 不服審査会は、会長が招集する。

2 不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（合議体）

第四十八条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査請求の事件を取り扱う。

2 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあっては、会長が長となり、その他のものにあっては、不服審査会の指名する委員が長となる。

3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。

4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって不服審査会の議決とする。

（市町村等に対する通知）

第四十九条 法第百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

（平二七政三九二・一部改正）

（関係人に対する旅費等）

第五十条 都道府県が法第百三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

（平一八政三一九・一部改正）